

計量器の定期検査について

私達は、日常生活の中で計量器の数値（質量、体積、長さ等）を基に料金を支払っていることが多くあります。

計量法（平成4年法律第51号）では特定計量器を「取引又は証明に使用され、又は主として生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係わる基準を定める必要があるもの」と定義しており、定期的に検査を受けることが定められています。

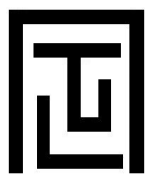
取引・証明に使用される質量計の「非自動はかり」は、この特定計量器に含まれ検定・定期検査の対象となります。

計量器は、使用することによって精度の劣化が起こります。そこでそれを防止するためには正しく使用することは勿論ですが、法律で定められた定期検査を受検することが大切です。定期検査は、性能・精度が一定水準に維持されているかどうかを検査するもので**2年に1回**となっています。

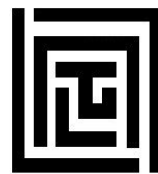
※ 定期検査の対象となる特定計量器（非自動はかり）は、次のとおりです。

- ① 目量が10mg以上であって、目盛標識の数が100以上のもの。
- ② 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、標記された感量が10mg以上のもの
- ③ 表す質量が10mg以上の分銅
- ④ 定量おもり及び定量増おもり

※ 取引・証明に使用できる計量器は、下のような検定証印・基準適合証印が刻印されているものですので注意してください。



検定証印



基準適合証印



お問い合わせ先

熊本市東区水源2丁目1-4

熊本市計量検査所

TEL 369-0610

家庭用計量器

※ このマークが付いている計量器は取引・証明には使用できません。
注意してください。